

活力と魅力あふれる東青地域づくり検討会議設置要綱の改正について

改正理由

平成 20 年度、当検討会議は、「平成 21 年度から平成 25 年度までを期間とする青森県基本計画における東青地域の地域別計画」について協議する役割を担ってきたが、「青森県基本計画未来への挑戦」が策定されたため「第 2（所掌事務）」からこれを削り、平成 21 年度からは、これに代わって地域別計画の推進のための機能を担うこととするため、「青森県基本計画未来への挑戦」における東青地域の計画の推進に係る事項」を加えるものである。

新旧対照表

新	旧
(所掌事項) 第 2 検討会議は、次の事項を協議する (1) 略 (2) 「 <u>青森県基本計画未来への挑戦</u> 」に <u>おける東青地域の計画の推進に係る事</u> <u>項</u> (3) 略	第 2 検討会議は、次の事項を協議する。 (1) 略 (2) 平成 21 年度から平成 25 年度まで を期間とする青森県基本計画における 東青地域の計画 (3) 略

活力と魅力あふれる東青地域づくり検討会議設置要綱

(設置)

第1 東青地域の経済、風土、文化などの特性を活かした地域づくりを進めるため、活力と魅力あふれる東青地域づくり検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議は、次の事項を協議する。

- (1) 東青地域が保有する資源や強みを踏まえた諸施策
- (2) 「青森県基本計画未来への挑戦」における東青地域の計画の推進に係る事項
- (3) その他東青地域の地域づくりに必要な事項

(組織)

第3 検討会議は、委員30名程度をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、青森県東青地域県民局長が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は就任の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(議長等)

第4 検討会議に議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議の会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6 検討会議は、特定のテーマに対する諸施策等の調査検討に対して必要がある場合は、部会を置くことができる。

(協議会の庶務)

第7 検討会議の庶務は、青森県東青地域県民局地域支援室において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。
- 2 検討会議の第1回会議は、第5第1項の規定にかかわらず、青森県東青地域県民局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

別表（第3関係）

関係市町村職員 商工関係団体の代表 観光関係団体の代表 農業関係団体の代表 水産関係団体の代表 企業の代表 金融機関関係者 有識者等 青森県東青地域県民局長
--